扶桑町駅掲載広告募集要領

（趣旨）

第１条　この要領は、扶桑駅及び柏森駅において町が管理する通路、エレベーター、エスカレーター及び階段に掲載する広告（以下「広告」という。）の手続等について扶桑町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成１７年訓令第３６号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類等）

第２条　広告の掲載場所、広告の種類及び規格については、別表のとおりとす

る。なお、広告の規格は最大寸法を想定するものとする。

２　広告の掲載期間は、１か月を単位とする。ただし、最短契約期間を６か月

　と定め、最長契約期間は２年とする。

（広告の掲載料）

第３条　広告掲載料は、別表のとおりとする。

（広告掲載の受付）

第４条　広告掲載の受付期間は、この要領の施行の日から随時受付とする。

（広告掲載の申込み）

第５条　広告の掲載を希望する者は、駅広告掲載申込書（様式第１。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、町長に申し込むものとする。

２　申込み及び契約の締結に係る必要な経費は、申込者の負担とする。

３　軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできないもの

とする。

４　提出された書類は、原則として返却しないものとする。

（掲載希望者）

第６条　次の各号に該当する業種又は事業者の広告は掲載しないものとする。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第

１２２号）で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融

(4) たばこ

(5) ギャンブルに関与する業種又は事業者

(6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

(7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者

(8) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者

(9) 興信所、探偵事務所等

(10) 債権取立て、示談引受け等をうたう事業者

(11) 法令等に基づく必要な許可を受けていない事業者

(12) 民事再生法又は会社更生法による再生若しくは更生手続中の事業者

(13) 各種法令に違反している事業者

(14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(15) 次のいずれかに該当すると思われる事業者

ア　役員等（法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。以下同じ。）、支配人又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員、支配人又は営業所の代表者と同等の責任を有する代表者、理事等、個人にあってはその者又は支店若しくは営業所を代表するものをいう。以下同じ。）に暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

イ　暴力団員等が、その経営又は運営に実質的に関与しているもの

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力、暴力団員等又はイの事業者を利

用するなどしているもの

エ　役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等又はイの事業者に対して資

金等を供給し、又は便宜を供与するなどして、暴力団の維持運営に協力

し、又は関与しているもの

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有しているもの

カ　役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する事業者であ

ることを知りながら、これを利用するなどしているもの

(16) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める業種又は事業者

（掲載基準）

第７条　次の各号に定めるものは、広告として掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

　　ア　人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの

　　イ　法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品など不適切な商品又はサービスを提供するもの

　　ウ　他を誹謗、中傷又は排斥するもの

　　エ　町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

　　オ　公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

　　カ　宗教団体による布教推進を主目的とするもの

　　キ　非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

　　ク　社会的に不適切なもの

　　ケ　国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、

次のいずれかに該当するもの

ア　誇大な表現又は根拠のない表示若しくは誤認を招くような表現

イ　射幸心を著しくあおる表現

ウ　人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ　虚偽の内容を表示するもの

オ　法令等で認められていない業種、商法及び商品

カ　国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ　責任の所在が明確でないもの

ク　広告の内容が明確でないもの

ケ　国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービ

スなどを推奨、保証、指定等しているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれ

かに該当するもの

ア　水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ　暴力又は犯罪を肯定し、若しくは助長するような表現

ウ　残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現

エ　暴力又はわいせつ性を連想若しくは想起させるもの

オ　ギャンブル等を肯定するもの

カ　青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

（広告掲載の決定等）

第８条　町長は、第５条の申込書を受理したときは、要綱第２条の規定に基づいて広告掲載の可否を決定するに当たり、あらかじめ要綱第９条において定める広告選定委員会（以下「委員会」という。）に付議し、意見を聞くものとする。

２　町長は、委員会の意見を踏まえて広告掲載の可否を決定したときは、駅広告掲載決定通知書（様式第２）又は広告掲載不決定通知書（様式第３）により、申込者に通知するものとする。

　（広告の規格変更等）

第９条　申込者が広告の掲載場所、広告の種類及び規格等の変更を提案した場

合は、主管課の長が、別表に示す掲載場所や広告の大きさ等を勘案して算定

する広告掲載料の案と合わせ、委員会において掲載の適否を判断するものと

する。

（契約書の締結）

第１０条　広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、

町と広告の掲載に関して契約書を締結するものとする。この契約締結の証と

して、契約書２通を作成して各自その１通を保有するものとする。

２　広告主が契約の更新を希望する場合は、契約期間終了の３週間前までに、新たに申込書を提出するものとする。

３　この契約により生じる権利及び義務を、第三者に譲渡又は継承させたり、その権利を担保に供してはならない。

（行政財産目的外使用許可）

第１１条　前条の契約を締結した広告主は、広告の掲載にあたり、扶桑駅又は柏森駅に係る行政財産目的外使用の許可を受けなければならない。

（広告等の提出）

第１２条　広告主は、掲載する広告の版下原稿又は広告物を、掲載場所において掲載に必要な作業に着手する１週間前までに町長に提出するものとする。

２　主管課の長は、前項の提出があったときは、その内容が申込書に添付の広告の原稿と相違ないことを確認するものとする。

（広告物の掲載等）

第１３条　広告物の掲載及び撤去に関する作業は、原則として広告主が行うものとする。ただし、必要により町が行うことができるものとする。

２　前項の費用は、広告主が負担するものとする。

３　広告物は、掲載及び撤去の際に掲載場所の塗装等に影響を及ぼさないもの

とする。掲載場所に何らかの損害が生じた場合は、広告主負担で原状回復を

行うものとする。

４　広告の内容に関する問合せや苦情に備え、広告物に連絡先を明記するとともに、広告主の責任において対応するものとする。

５　広告主は契約期間中、広告物に汚損等のないよう定期的に点検を行うものとする。広告物の汚損等が生じた場合は、広告主の負担で修繕を行うものとする。

６　広告主が設置した広告物により第三者に損害が生じた場合の負担は、広告主が負うものとする。

７　契約期間終了後、広告主は速やかに広告物を撤去するものとする。

８　その他、定めのない負担が生じた場合は、町と広告主が協議し、負担者を決定するものとする。

（広告内容の変更）

第１４条　広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、広告の変更案を

町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

（その他）

第１５条　広告主は、町が契約書等から収集した個人情報を、愛知県警察へ提出することに異議を申し立てないものとする。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条、第３条、第９条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 掲載場所 | 広告種類 | 広告規格 | 広告掲載料 | 枠数 |
| １ | 扶桑駅東階段  壁面 | ポスター、看板又はラップフィルム | 縦1,100mm  ×横800mm | 5,000円/月・枠 | ４枠 |
| ２ | 柏森駅北階段  壁面 | 同上 | 縦1,100mm  ×横800mm | 8,000円/月・枠 | ３枠 |
| ３ | 柏森駅南階段  壁面 | 同上 | 縦1,100mm  ×横800mm | 8,000円/月・枠 | ３枠 |